

関東信越厚生局医療課 標準文書保存期間基準

平成30年4月1日から適用  
令和元年10月1日改正  
文書管理者：医療課長

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表 第2の該当事項・業 務の区分	保存期間終了時の措置	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯										
11 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・ 開示請求に関する文書	開示請求	開示請求関係	○年度開示請求関係	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2 (1)① 1 1 (2)	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ） ・ 国籍に関するもの	
	(2) 許認可に関する文書のうち軽微なもの	個人が営む事業の状況に関する届出書等	・ D P Cの届出等に関する文書 ・ 先進医療の届出等に関する文書 ・ 患者申出療養の届出等に関する文書	保険医療	D P C関係 先進医療関係 患者申出療養関係	○年度D P C関係 ○年度先進医療関係 ○年度患者申出療養関係	5年	—	廃棄	
	(3) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項口）	・ 書証等（ただし平成25年度分まで）	保険医療	訴訟関係	○年度訴訟関係	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	2 (1)① 1 1 (6)	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの。	
12 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・ 開示請求に関する文書	開示請求	開示請求関係	○年度開示請求関係	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2 (1)① 1 2 (2)	以下について移管 ・ 運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・ 公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの	
	(2) 許認可に関する文書のうち軽微なもの	① 法人が営む事業の状況に関する届出書等	・ 国の開設する病院等の届出等に関する文書（ただし平成26年度分まで）  ・ D P Cの届出等に関する文書 ・ 先進医療の届出等に関する文書 ・ 患者申出療養の届出等に関する文書	開設承認等（医療法）  保険医療	開設承認事項等の変更・使用承認 開設承認事項等の変更通知 捜査関係事項照会 土地収用法第18条第2項第6号の規定に基づく意見照会に対する回答 諸報告 医療法事務・権限移譲関係 D P C関係 先進医療関係 患者申出療養関係	○年度開設承認事項等の変更・使用承認 ○年度開設承認事項等の変更通知 ○年度捜査関係事項照会 ○年度土地収用法第18条第2項第6号の規定に基づく意見照会に対する回答 ○年度諸報告 ○年度医療法事務・権限移譲関係 ○年度D P C関係 ○年度先進医療関係 ○年度患者申出療養関係	5年	—	廃棄	
		② 法人が営む事業の状況に関する指導・調査等に関する文書	・ 医療法に基づく立入検査等に関する文書	医療監視	医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査実施通知 医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査結果通知 特定機能病院に係る業務報告書 特定機能病院に係る業務報告書 その他	○年度医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査実施通知 ○年度医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査結果通知 ○年度特定機能病院に係る業務報告書 ○年度特定機能病院に係る業務報告書 ○年度医政局からの通知				
	(3) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の主張又は立証に関する文書（十五の項）	・ 書証等（ただし平成25年度分まで）	保険医療	訴訟関係	○年度訴訟関係	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	2 (1)① 1 2 (6)	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
職員の人事に関する事項										
13 職員の人事に関する事項	職員の服務	職員の出張に関する文書	・ 出張依頼 ・ 出張復命書	職員の服務	出張関係	○年度出張関係	5年	—	廃棄	
その他の事項										

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表 第2の該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置
15 予算及び決算に関する事項	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。)	会計検査院の検査を受けた結果に関する文書(二十二の項ハ)	・会計実地検査に関する文書	保険医療	会計検査院関係	○年度会計検査院関係	5年	2(1)①15(2)	以下について移管 ・財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。) ・財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。) ・財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。) ・上記のほか、行政機関にお
その他の事項									
22 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書(三十の項)	・行政文書ファイル管理簿 ・組織細則	文書管理	行政文書ファイル管理	標準文書保存期間基準(保存期間表)	常用(無期限)	2(1)①22	以下について移管 ・移管・廃棄簿

上記各号に該当しない事項

25 統計調査に関する事項	保険医療機関等に関する統計及び調査の調整並びに統計資料の整理及び総合的な解析に関すること	保険医療機関等に関する統計及び調査の調整並びに統計資料の整理及び総合的な解析に関する文書	・医療施設動態調査に関する文書 ・退院支援支援状況報告 ・本省報告	開設承認等(医療法) 保険医療	医療施設動態調査 照会回答	○年度医療施設動態調査 ○年度退院支援支援状況報告 ○年度本省報告	5年	—	廃棄
26 保険医療機関等管理システムに関する事項	保険医療機関等管理システムの開発、運用又は管理等に関する軽微なもの	保険医療機関等管理システムの開発、運用又は管理に関する経緯が記載された文書	・手順書等	医療保険	保険医療機関等管理システム関係	○年度保険医療機関等管理システム関係	当該システムが廃止された日に関する特定日から5年	—	廃棄
27 要望・陳情に関する事項	要望・陳情に関すること	要望・陳情に関する文書	・要望書、回答書	保険医療	意見要望	○年度意見要望	1年	—	廃棄
28 行政相談に関する事項	所管業務に関する相談	行政相談の内容を記載した文書	・情報提供(公益通報に準ずる通報) ・疑義照会	保険医療	情報提供関係 照会回答	○年度情報提供関係 ○年度情報提供関係(厚生労働省より) ○年度照会回答	5年	—	廃棄
29 その他関東信越厚生局における総合調整に関する事項	(1)局内会議に関すること	会議の開催に関する文書	・指導医療官事務打合せ会 ・審査課長等事務打合せ会 ・指導課長等事務打合せ会 ・保険指導看護師事務打合せ会	保険医療	指導医療官事務打合せ会 会議関係	○年度指導医療官事務打合せ会の講師派遣 ○年度指導医療官事務打合せ会 ○年度会議関係	5年	—	廃棄
	(2)連絡調整等に関すること	都県事務所等の事務指導に関する文書	・実施通知 ・結果通知	保険医療	事務指導関係	○年度事務指導関係	5年	—	廃棄
		本省医療指導監査室との協議に関する文書	・協議書	保険医療	協議及び協議結果について	○年度協議及び協議結果について ○年度協議及び協議結果について(指定関係・指導関係)	5年	—	廃棄
		本省への報告に関する文書	・各種報告	保険医療	本省報告関係	○年度本省報告関係 ○年度その他	5年	—	廃棄
		通知・事務連絡等に関する文書	・各種通知 ・各種事務連絡	保険医療	通知 保険医療機関等取消等通知関係 指定訪問看護事業者の指定取消等関係 柔道整復師中止等通知関係 行政処分者一覧表	○年度通知 ○年度保険医療機関等取消等通知関係 ○年度指定訪問看護事業者の指定取消等関係 ○年度柔道整復師中止等通知関係 ○年度行政処分者一覧表	5年	—	廃棄
事務の取扱い等に関する文書	・規程、手順書等	保険医療	例規等	○年度例規等	5年	—	廃棄		

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表 第2の該当事項・業 務の区分	保存期間終了時の措置
		他の区分に定めのない指導監査関係等に関する事項	他の区分に定めのない指導監査関係等に関する文書	保険医療	指導監査関係 柔道整復師関係	○年度指導監査関係 ○年度柔道整復師関係	5年	-	廃棄